

ご注意：本利用許諾契約（以下「本契約」といいます。）をご確認ください。

本契約に同意頂けない場合には、「マイクロソフトクラウドの医療機関向けクラウドサービス対応セキュリティリファレンス（2024年度）」（以下「本著作物」といいます）をご利用いただくことができません。本著作物を利用した場合、本契約に同意したものとみなされます。

マイクロソフトクラウドの医療機関向けクラウドサービス対応
セキュリティリファレンス（2024年度） 利用許諾契約書

第1条（定義）

- 1 「本著作物」とは、日本マイクロソフト株式会社（以下「当社」といいます。）を提供元とする「マイクロソフトクラウドの医療機関向けクラウドサービス対応セキュリティリファレンス（2024年度）」を意味します。
- 2 本著作物の「利用」とは、本著作物の全部又は一部を使用、複製（本著作物のダウンロードを含む。）、改変、翻案、および本著作物を改変又は翻案した著作物について前記の行為を行うことを意味します。
- 3 「ユーザ」とは、本著作物利用者、又は、利用者が所属する法人等の団体の義務のために本著作物を利用する場合には当該法人等の団体を意味します。

第2条（本著作物の利用）

当社は、ユーザが本契約を遵守することを条件として、ユーザに対し、本著作物を利用するための非独占的権利を無償にて許諾します。ただし、本著作物を改変又は翻案する場合には、ユーザは事前に当社の書面による承諾を得るものとします。

第3条（変更）

- 1 当社は、ユーザの事前の承諾を得ることなく、随時必要に応じて本契約および本著作物を変更することができるものとし、当該変更は当社が本サイト上に掲載した時点から効力を生じるものとします。ユーザは、本契約の変更後に本著作物の利用することにより、本契約の変更に同意したものとみなされます。
- 2 ユーザは、本契約および本著作物が前項に従い変更される可能性のあることを認識し、本著作物の利用にあたっては、最新版を利用する責任を負うものとします。

第4条（保証及び責任）

当社は、本著作物を現状有姿にてユーザに提供し、その利用を許諾するものであり、明示又は黙示を問わず、本著作物に瑕疵が存しないこと、本著作物が第三者の権利を侵害していないこと、本著作物の機能がユーザの要求を満たすことを含め、いかなる保証も行いません。また、本著作物の評価、業務への適用、その他の処置については、ユーザが全ての責任を負うものとしします。

第5条（知的財産権）

ユーザは、本著作物が当社又は当社のライセンサーの財産であり、かつその一切の知的財産権は当社又は当社のライセンサーに帰属していることを了解します。

第6条（契約期間）

- 1 本契約は、ユーザが本著作物の利用を開始した時点で効力を生じ、本条第2項若しくは第3項、又は第7条第2項によって本契約が終了するまで存続します。
- 2 ユーザは、本著作物およびその複製物のすべてを廃棄又は消去することにより、本契約を終了させることができます。
- 3 ユーザが本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約は直ちに終了します。また、当該違反により当社に損害が発生した場合、当社はユーザに対し損害賠償請求をすることができます。
- 4 本契約が本条第3項又は第7条第2項によって終了した場合、ユーザは速やかに本著作物およびその複製物のすべてを廃棄又は消去するものとしします。

第7条（反社会的勢力の排除）

1 ユーザは、本契約への同意をもって下記について表明保証するものとしします。

- (1) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員（ユーザが会社でない場合は、これらに準ずるものとし、以下も同様としします。）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他当社又はユーザが適用を受ける法令等に定める者を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない。以下同じ。）でないこと
- (2) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員が、反社会的勢力を利用し、反社会勢力と取引し若しくは交際し、又は反社会的勢力と連携しての行為若しくは活動に関与していないこと

2 当社は、ユーザが前項の表明保証に違反し、又はそのおそれがある場合には、何らの催告なく、また何らの責任を負うことなく、直ちに本契約を終了させることができるものとしてします。

第8条（準拠法・紛争解決）

本契約についての効力、解釈および履行その他についての準拠法は日本法とします。本契約に関連する紛争について、協議によって解決ができない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上